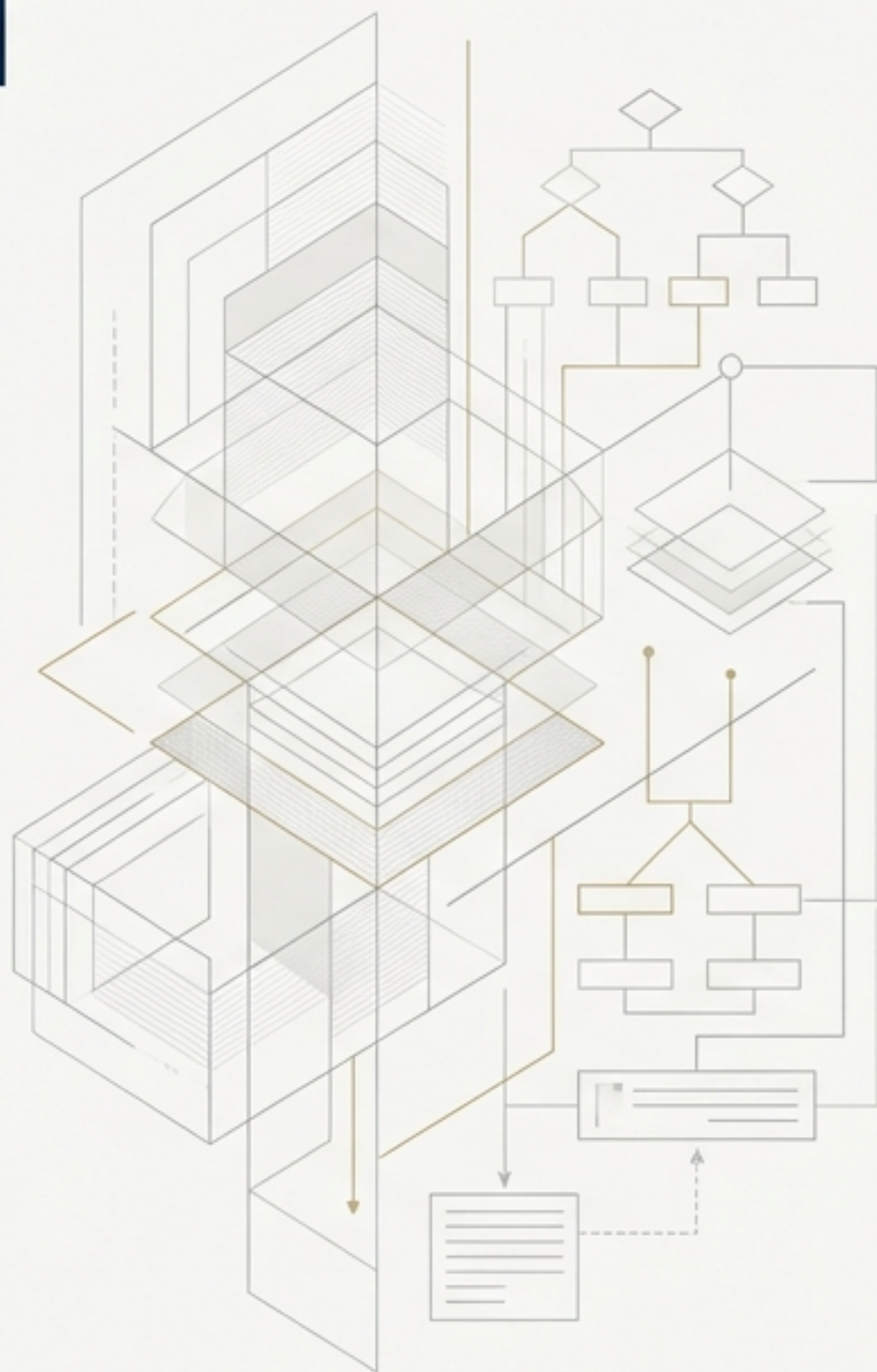


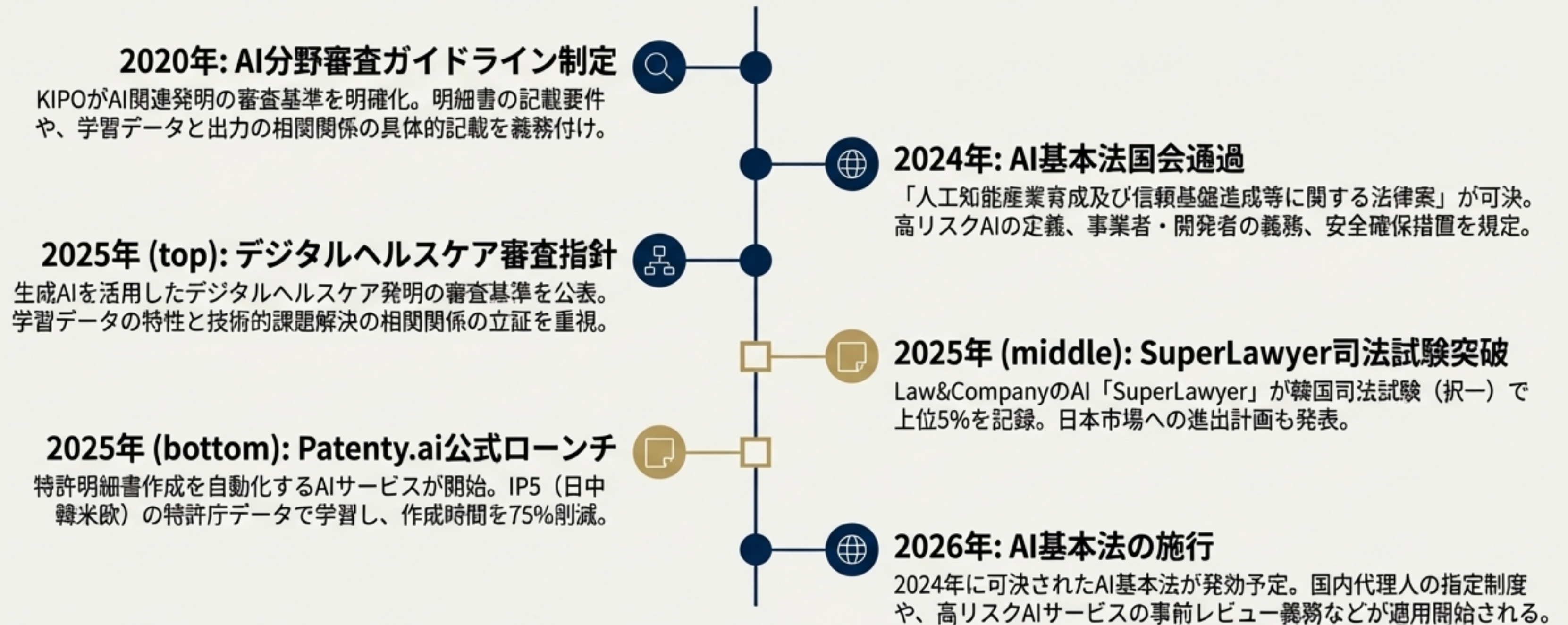
タイトル：「AI G3」への道筋：韓国は如何にして AI時代の知財エコシステムを設計しているか

サブタイトル: 日本の知財専門家が知るべき、韓国の最新動向と実務戦略

キーフレーズ: 生成AIという「黒船」は、韓国の特許庁、裁判所、立法府に、既存の法的枠組みの再考を迫っている。本報告は、その最前線を解き明かす。

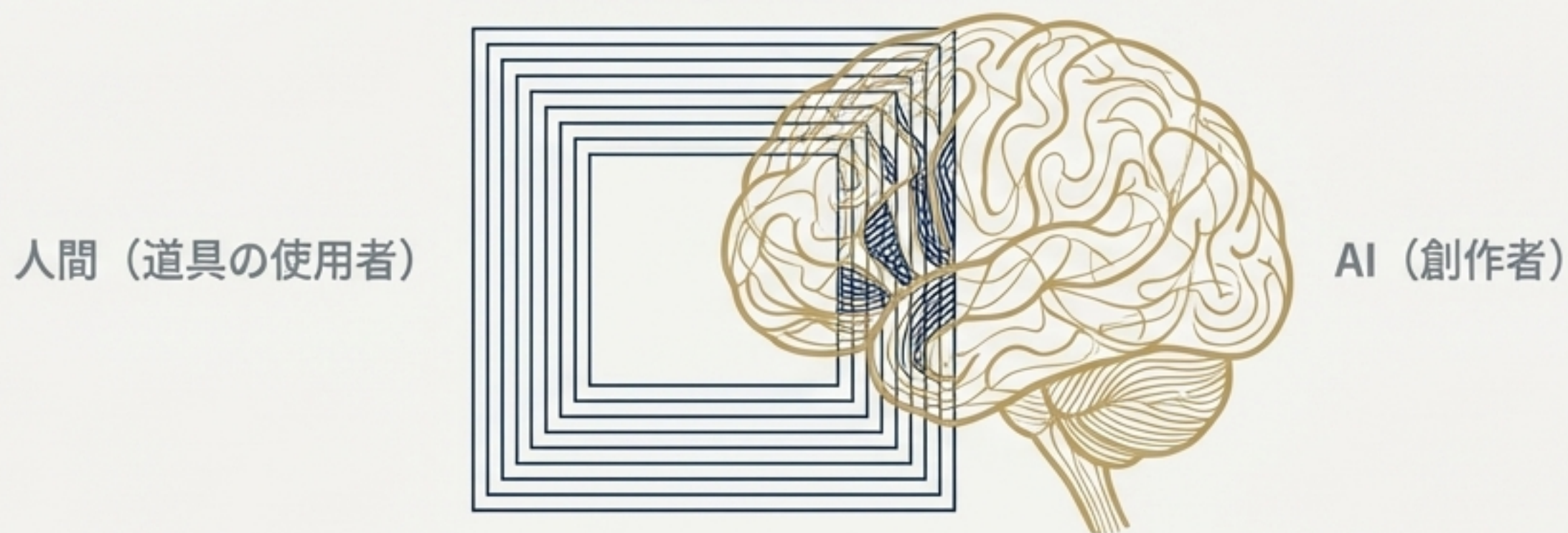


ヘッダー: 国家戦略としてのAI知財: 急速に進む法規制と技術革新



****サマリー**:** 2020年のガイドライン制定から2026年のAI基本法施行まで、韓国の知財エコシステムは急速な法整備と技術革新を両輪として進化している。これは単なる法改正ではなく、国家的な設計思想の現れである。

セクションタイトル: 第1章 特許：AIは発明者か、高度な道具か？



リード文:

韓国特許庁（KIPO）は、AI関連発明に対して世界でも有数の厳格な審査基準を適用している。実務家は、AIを「高度な道具」として如何に使いこなし、発明を権利化するかという課題に直面している。

本章で扱う2つの主要テーマ:

1. ***KIPOの厳格な審査実務***: AI発明に特有の記載要件とは何か？（「具体的手段」と「相関関係」の立証）
2. ***DABUS事件の最終結論***: AIは発明者になれるのか？韓国司法の判断とその実務的影響。

ヘッダー: KIPOの関門①: 「具体的手段」の開示義務

「ディープラーニングを用いて解決する」だけでは不十分。KIPOは、抽象的なアイデアを具体的な技術的思想として開示することを要求する。



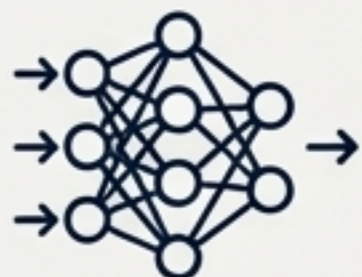
1. 学習データ (Training Data)

データの種類、形式、特性（例：画像認識なら解像度、撮影条件、アノテーション基準）の特定が不可欠。



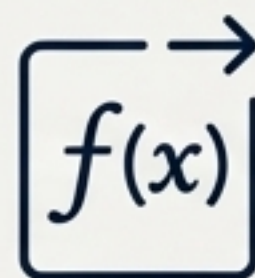
2. データ前処理 (Data Preprocessing)

ノイズ除去、正規化、特徴量抽出など、生データを加工する技術的工程の説明。この工程自体に進歩性が認められるケースもある。



3. 学習モデル (Learning Model)

具体的な構造（CNN, Transformer等）、層層の構成、結合関係の記述。なぜそのモデルを選択したかの技術的理由が求められる。



4. 損失関数 (Loss Function)

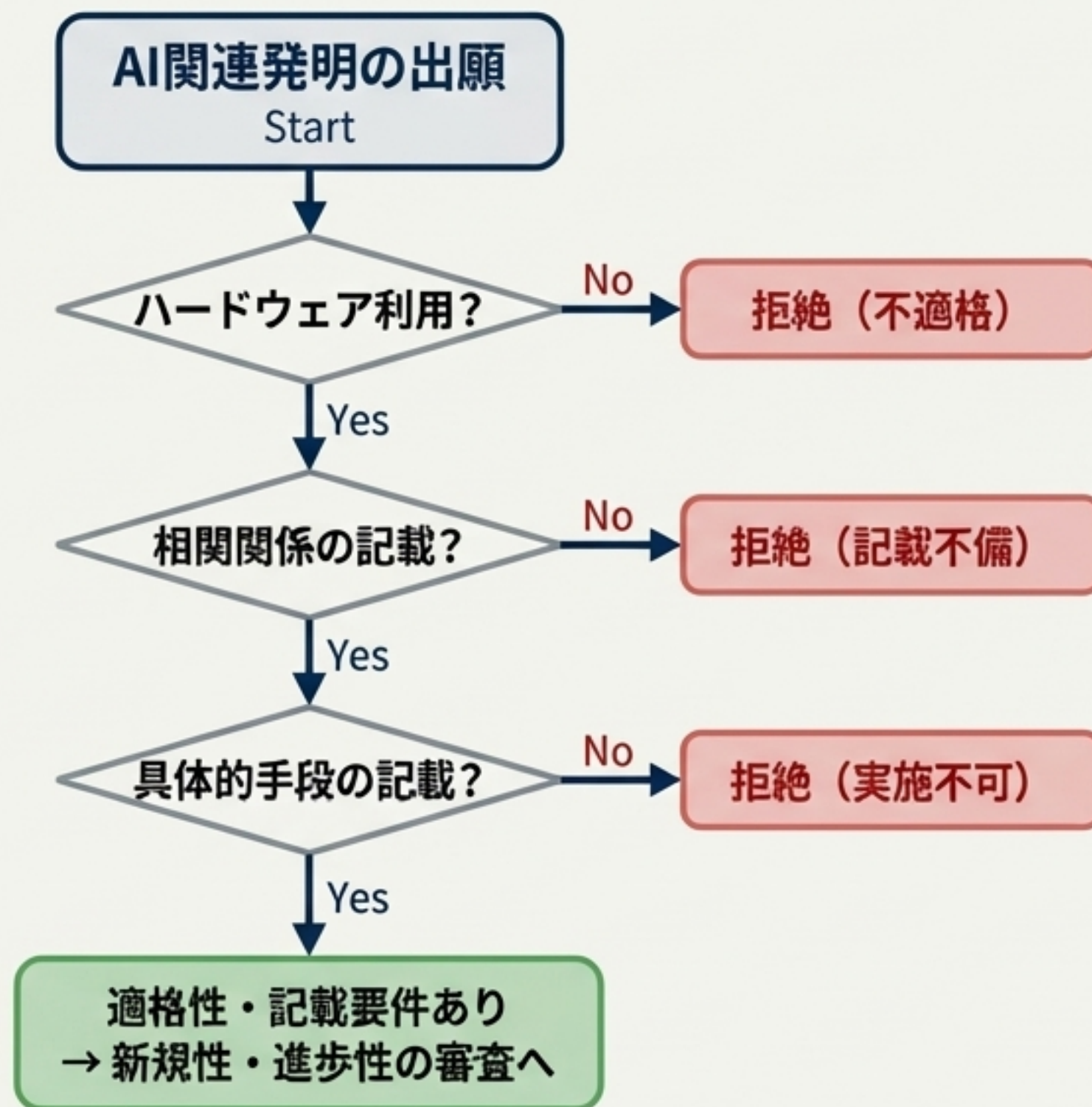
モデルが何を最適化する指標としているか、その定義を明確にする必要がある。

結論: これら4要素の具体的記述が、実施可能要件およびサポート要件充足の鍵となる。

ヘッダー：KIPOの関門②：「入出力データの相関関係」の立証

KIPO審査官が最も厳しくチェックするポイント。AIのブラックボックス性を克服し、発明の再現性を担保するための要求である。

- **要求事項:** 「Aを入力すればBが出力される」という結果だけでなく、「なぜAからBが導き出されるのか」という技術的メカニズムや統計的相関を明細書で客観的に示す必要がある。
- **立証方法:** 学習済みモデルが相関を獲得したことを示す実験データ（評価指標など）の提示が有効。
- **不備の場合:** 当業者が発明を実施できない（再現性なし）とみなされ、拒絶理由となる。

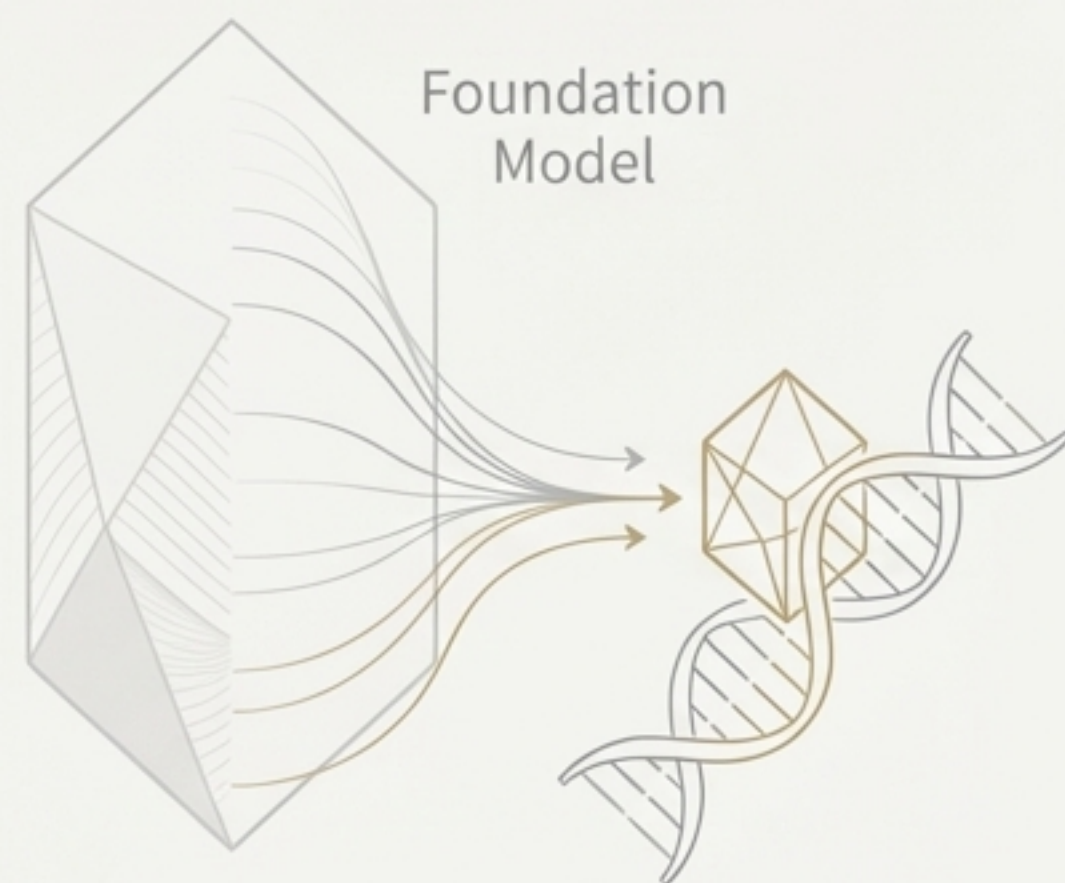


ヘッダー：最先端分野：デジタルヘルスケアと生成AI特許

ソース：2025年3月 KIPO 「デジタルヘルスケア分野 審査指針」

ポイント1：ファインチューニングの重要性

- **原則**：汎用的な基盤モデルを使用するだけでは進歩性は認められにくい。
- **権利化の鍵**：特定の医療目的（例：希少疾患の診断支援）に適合させるための「ファインチューニング」のプロセス。
- **立証要件**：
 - どのような追加学習データを用いたか。
 - どのような学習方法（強化学習など）か。
 - 結果として、汎用モデルと比較してどのような「**予想せぬ有利な効果**」が得られたか。



ポイント2：プロンプトエンジニアリングの特許性

- **条件**：AIから特定の高精度な回答を引き出すための特殊なプロンプト設計（例：Chain-of-Thoughtプロンプティング）は、その生成プロセス自体が特許の対象となり得る。
- **注意**：単に「診断せよと入力する」だけでは不十分。プロンプトの構造や内容が**具体的かつ技術的**でなければならない。

ヘッダー: AI発明者適格性の最終結論: DABUS事件判決

事案 (Context)

AI「DABUS」を発明者として記載した特許出願に対するKIPOの無効処分。

司法判断 (Judicial Ruling)

ソウル行政裁判所 (2023年) およびソウル高等裁判所 (2024年) はKIPOの処分を支持。

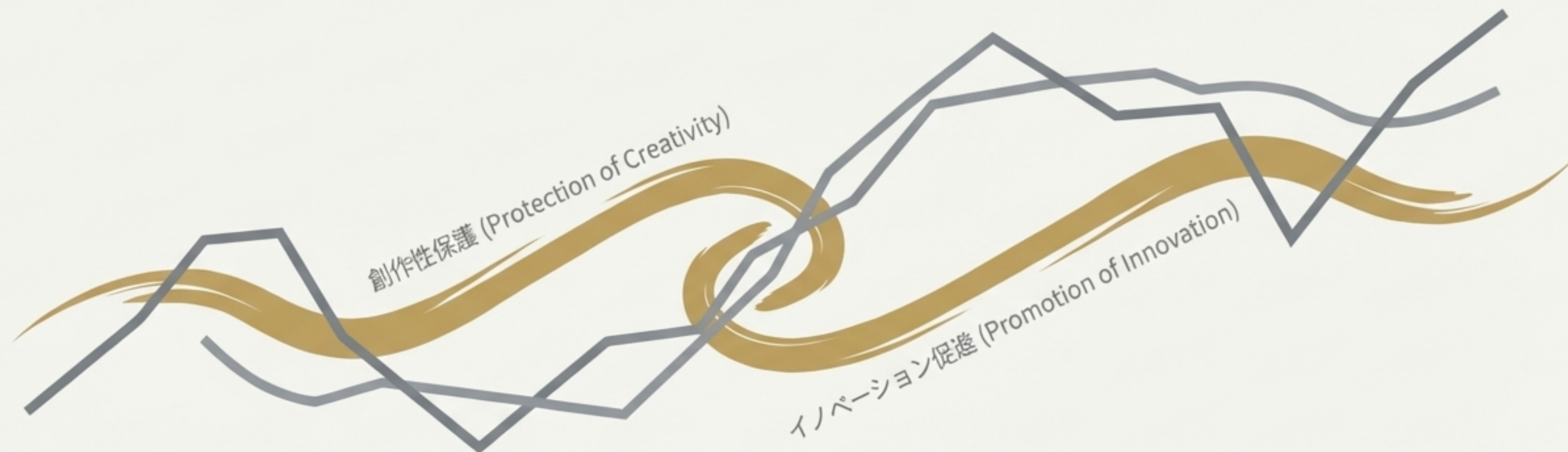
判決の核心 (Core of the Judgment)

- **根拠法条 (Legal Basis):** 韓国特許法第33条第1項「発明をした者またはその承継人は…」
- **裁判所の解釈 (Court Interpretation):** この「者」は「**自然人 (Natural Person)**」に限定される。法人やAIプログラムは権利能力の主体ではない。

実務への影響 (結論) (Impact on Practice (Conclusion))

- **発明者 (Inventor):** AIを操作・管理し、発明の完成に寄与した「人間」を記載しなければならない。
- **AIの位置づけ (Position of AI):** 現行法上、AIは発明者ではなく「**高度な道具**」。
- **違反時の措置 (Measures for Violation):** AIを発明者として出願した場合、補正命令の対象となり、応じなければ出願は無効となる。

セクションタイトル: 第2章 著作権：人間の創作的寄与と、機械学習の自由



リード文:

特許分野が「厳格なルール」で整理される一方、著作権分野は「創作性」と「学習データ利用（TDM）」を巡る激しい攻防の最中にある。

韓国著作権委員会（KCC）がガイドラインで実務指針を示すも、根本的な解決は法改正に委ねられている。

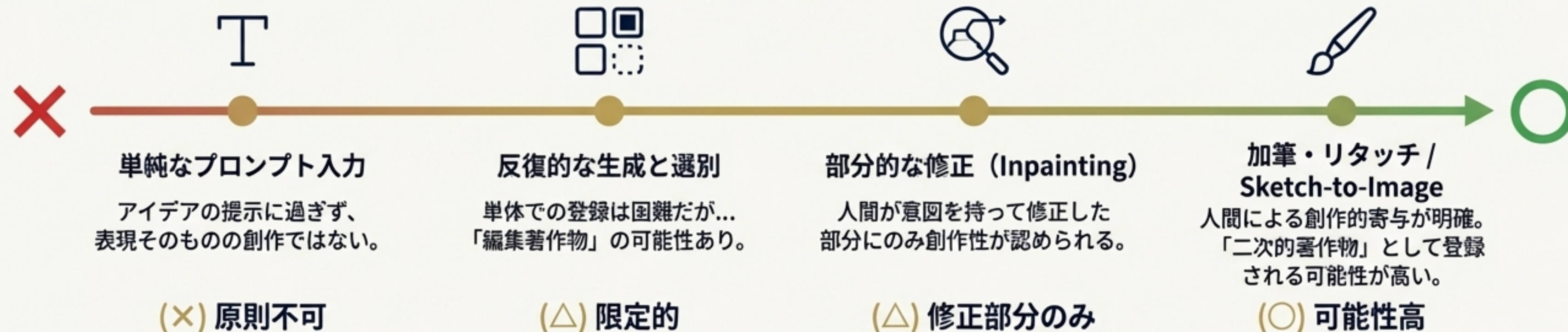
本章で扱う2つの主要テーマ:

1. **AI生成物の権利性:** どこまでが「人間の創作」として保護されるのか？（KCC登録ガイドライン）
2. **TDM免責規定の攻防:** AI開発の燃料となるデータ学習は適法か？（産業界 vs. 権利者団体）

AI生成物の著作権登録：「人間による創作的寄与」が判断基準

原則：AIが自律的に生成したコンテンツは「人間による思想または感情の表現」ではないため、著作物として保護されない。

人間による創作的寄与の程度と著作権登録の可能性



実務上のリスク：

- 申請者は「AI利用の有無」を正直に申告する義務がある。
- AI生成物を人間単独の創作と偽る「AIロンダリング」は、著作権法違反や登録抹消のリスクを伴う。クライアントには創作プロセスの記録保存を助言すべき。

ヘッダー: TDM免責を巡る攻防：法改正の行方と現在の法的空白

現状: 現行著作権法にはAI学習（TDM）を明示的に認める規定は存在しない。AI開発企業は「公正利用（Fair Use）」規定を根拠とするが、法的予見可能性は低い。

産業界（AI企業, IT大手）



要求: 日本の著作権法第30条の4のような、広範な学習利用を認める「**完全免責**」。

論拠: イノベーションの促進、国際競争力の確保。

権利者団体（音楽, 出版, ウェブトゥーン業界）



要求: EUのDSM指令第4条のような、権利者による**オプトアウト**の権利と、利用に対する**適正な対価還元**の仕組み。

論拠: K-POPなど、韓国が誇るコンテンツ産業の保護。

VS.

実務家への示唆: 法改正が実現するまで、実務家は「公正利用」を主張しつつ、リスク低減のためオプトアウト表示のあるデータの利用を避けるなどの自衛策が求められる。

ヘッダー：2026年施行：包括的規制「AI基本法」の枠組み

概要：EUのAI法に次ぐ、世界でも初期の包括的AI規制法。振興と規制のバランスを目指す。

アプローチ：リスクベース分類

- 「高リスクAI」の定義：人命、安全、基本的人権に重大な影響を及ぼすAI（医療、自動運転、採用選考など）。
- 事業者の義務：安全性確保措置、信頼性検証、人間による監視、ユーザーへの事前通知などが課される。

生成AIに対する特則：透明性の確保

- 表示義務：AIサービス提供者は、出力物がAIによって生成されたことを識別できる、「表示（ラベリング）」を行う義務を負う（例：Watermark、メタデータ）。
- 知財実務への影響：
 - AI生成物であることが明示され、著作権登録の対象外であるかの判断が容易になる。
 - 権利侵害発生時、誰が生成したかの責任追及の証拠となり得る。



関連動向：個人情報保護委員会（PIPC）も、公開データの学習利用について「正当な利益」を根拠に柔軟な解釈を示しており、AI開発のリスクを低減させている。

第3章 法規制から実務へ：韓国リーガルテック市場の勃興

厳格な法規制と明確なガイドラインは、逆説的に、それに準拠した高度な実務ツールの開発を促進している。。韓国市場では、法体系と言語に特化した「Vertical AI」が急速に普及している。



サマリー：「SuperLawyer」（リーガルリサーチ）と「Patenty.ai」（特許実務）が市場を牽引し、大手法律事務所も独自ソリューションや提携を通じてエコシステムに参画している。

ヘッダー：ケーススタディ① Law&Company 「SuperLawyer」

概要

韓国の弁護士業務に特化した生成AIアシスタント。
短期間で市場のデファクトスタンダードに。

技術的優位性：RAG（検索拡張生成）の 高度な実装

- **仕組み**：汎用LLM（Claude 3.5等）に、約495万件の韓国の判例・法令等の独自データベースを接続。
- **プロセス**：①質問に対し関連ソースを検索・抽出（Retrieve）→ ②その内容に基づき回答を生成（Generate）。
- **効果**：LLM特有の「ハルシネーション（もっともらしい嘘）」を劇的に低減。



信頼性の証明：韓国司法試験を突破

74%

2025年に実施された司法試験（選択式）において、GPT-4等の汎用モデルを上回る正答率を記録。

これは、韓国法特有の論理や用語を正確に理解・推論できるレベルに達していることを示している。

ヘッダー：ケーススタディ② Patenty.ai

概要：特許明細書作成の自動化という長年の課題に、生成AIで実用的なソリューションを提供。

特徴1：「Human-in-the-Loop」モデル

AIによる完全自動化ではなく、弁理士がプロセスに関与することを前提とした設計。AIはドラフト作成やクレーム案を提示し、最終判断・修正は弁理士が行う。

- **目的**：弁理士を単純作業から解放し、戦略的業務に集中させる。

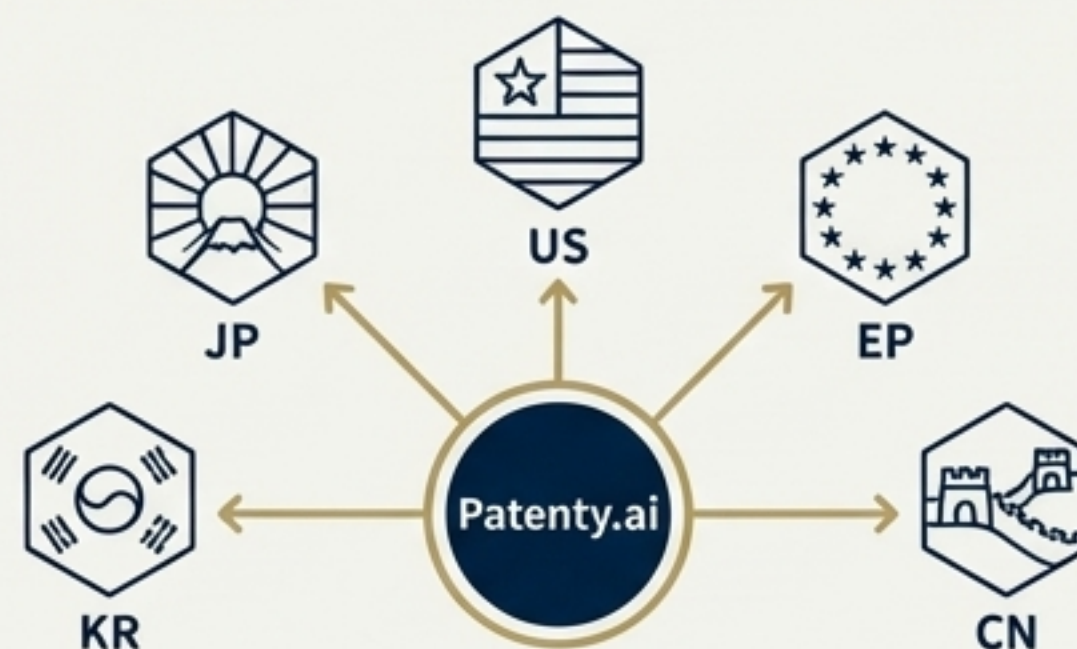


特徴2：「IP5 Native AI」

日米欧中韓の五大特許庁（IP5）の特許データを学習。

- **効果**：単なる翻訳ではなく、各国の特許実務やクレームドラフティングの慣習に即した明細書生成が可能。例：米国特有のMeans-plus-functionクレームの回避、日本本の特許制の考慮など。

韓国企業の海外出願ニーズに合致した戦略的ツール。



ヘッダー：結論：実務家への提言と未来展望

総括

韓国はAI知財実務において「ルールテイカー」から「ルールメーカー」へと進化しつつある。明確なガイドラインと先進的なツールの存在は、予測可能性の高い市場の形成を示唆している。

1. 特許戦略 (Patent Strategy)



AI発明の明細書では、データ処理の具体的プロセスと**入出力相関の技術的立証**が不可欠。特に医療AIでは、**ファインチューニング**のプロセス自体を発明して構成する戦略が有効。

2. 著作権リスク管理 (Copyright Risk Management)



生成AI利用コンテンツでは、**人間による創作的寄与の証拠保全**（プロンプト履歴、修正ログ等）が権利化の鍵。TDMは法改正の過渡期であり、リスク回避の措置が推奨される。

3. リーガルテック活用 (Legal Tech Leverage)



SuperLawyerやPatenty.ai等の国産ツールを積極的に導入し生産性を向上させつつ、AIの出力に対する**人間の監督義務**を常に意識する必要がある。